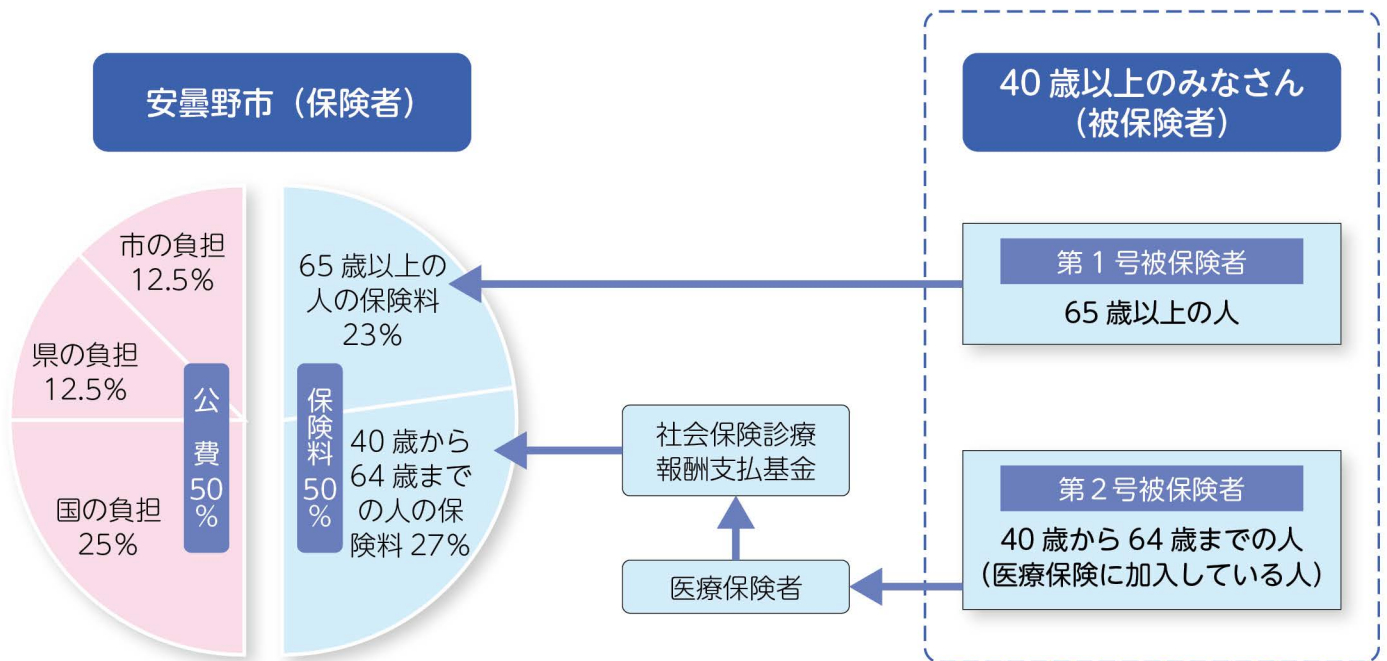


1. 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、介護を必要とする本人やその家族が抱える介護に対する不安や負担を軽減し、社会全体で支え合うことを目的に創設されました。そして、高齢になって心身が弱くなっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように支援するための制度です。

**介護保険制度は、私たちが住む安曇野市が運営します。
40歳以上のみなさん全員が保険料を負担し
老後の安心をみんなでささえ合う制度です。**



サービスを利用できる方

第1号被保険者 < 65歳以上の方 >

介護が必要であると認定された方
(病気やけがの種類は問われません)

第2号被保険者

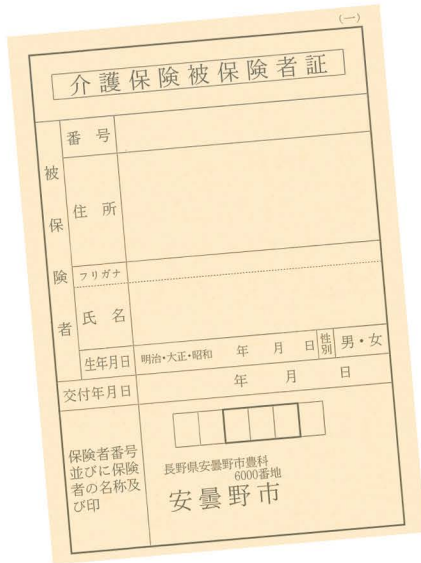
< 40歳から64歳までの医療保険加入者 >

特定疾病(※)が原因となって介護が必要であると認定された方

※特定疾病

- ①がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り)
- ②関節リウマチ
- ③筋委縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統委縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

65歳になったら、介護保険証が交付されます



介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	長野県安曇野市豊科 6000番地 安曇野市

《 65歳になった人（第1号被保険者） 》

保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

《 40歳から64歳までの人（第2号被保険者） 》

要介護認定の申請をして、要支援・要介護の認定を受けた人に交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を新たに申請または更新するとき
- 介護サービス計画の作成を依頼するとき
- 介護サービスを利用するとき

※紛失や破棄された場合は再交付申請をしてください。

